

【*】医療費の負担割合について

	義務教育就学前	義務教育就学後～70歳未満	70歳以上75歳未満
一般	2割	3割	2割
一定以上所得者※			3割

※療養のあった月の標準報酬月額が280,000円以上の者等

■附加給付 ※手続きは不要です。

附加給付は、各共済組合がそれぞれの定款で定めるところにより行う給付です。医療費の自己負担額が下表の基礎控除額を超えた場合に支給されます。

給付の種類		所得区分※	附加給付の基礎控除額
組合員	一部負担金払戻金	一般 上位	25,000円 50,000円
被扶養者	家族療養費附加金		
	家族訪問看護療養費附加金		

※所得区分「一般」：標準報酬月額530,000円未満の者、「上位」：標準報酬月額530,000円以上の者

第三者の行為により、けがや病気になった場合

日常生活においてこんなことに遭遇したことはありませんか？

<交通事故>



<他人のペットに咬まれた等>



<喧嘩等の傷害事件>



組合員や被扶養者が上図のような第三者による行為で負ったけがや病気で、組合員証等を使用して医療機関等を受診した場合は、共済組合が負担すべき医療費ではないため、**加害者がその費用を負担することとなります。**

そのため、共済組合が被害を受けた組合員又は被扶養者に代わり治療費等の費用を加害者に請求する権利（代位請求権）を取得しますので、**必ず共済組合へ連絡のうえ、申告書等の提出をお願いします。**

組合員証等を使用して医療機関等を受診した場合の提出書類

- ・ 損害賠償申告書
 - ・ 事故発生状況報告書
 - ・ 自動車損害賠償責任保険の契約保険会社の報告書
 - ・ 同意書
 - ・ 確約書
 - ・ 念書
 - ・ 交通事故証明書（人身事故扱いのもの※）……最寄りの警察署にて申請
- ※物件事故扱いの場合は別途「人身事故証明書入手不能理由書」の提出が必要です。
事故状況等によりその他必要書類を依頼することがあります。



※こちらからダウンロードできます



組合員証等を使用して医療機関等を受診した場合の示談

加害者との間で不利な示談をしてしまうと、共済組合はこれらの費用を加害者に請求することができなくなり、**組合員や被扶養者の方へ負担していただく場合もあります**ので、組合員証等を使用して治療を受けたときの示談は十分にご注意ください。